

## インドネシアにおける株式公開会社の合併◎

### はじめに

最近、インドネシア国内の新聞（コンパス紙及びジャカルタポスト紙）に掲載された記事には、シンガポール政府の投資会社である Temasek Holdings(以下「Temasek 社」)が、PT. Bank International Indonesia, Tbk. (以下「BII 銀行」)の間接的参加株式の譲渡を決定したことが書かれていました。Temasek 社は、Fullerton Financial Holding Pte. Ltd. を介し、PT. Bank Danamon Indonesia, Tbk. (以下「Danamon 銀行」)株式の 56%と BII 銀行株式の 28%を所有しています。両行は、インドネシアの 10 大銀行のうちの 2 行で、Danamon 銀行は第 5 位、BII 銀行は第 6 位にそれぞれランクされています。

2006 年 10 月 5 日、インドネシア銀行総裁は、銀行部門を統合してインドネシア国内に健全かつ強力な銀行構造を構築するため、Kepemilikan Tunggal Pada Perbankan Indonesia に関する規則（2006 年 10 月 5 日付規則番号 8/16/PBI/2006）（シングル・プレゼンス・ポリシーとしても知られている。以下「SPP 規則」）を公布しました。SPP 規則は、基本的に、一投資家が複数の銀行において支配株主になることを禁止しています。

SPP 規則が発効した時点で、支配株主は、(i) 当該株主が支配する銀行 1 行または複数行における所有参加株式の一部または全部を他者に譲渡し、これにより 1 銀行のみの支配株主になること、または (ii) 当該支配銀行を吸収合併または新設合併させること、または (iii) (a) 銀行持株会社として新規法人組織を設立し、もしくは (b) その支配銀行のうち一行を銀行持株会社に指定し、銀行部門において持株会社を設けること、といういずれかの方法により、その者の株式参加の構造を調整する必要があります。このような調整は、遅くとも 2010 年 12 月 31 日までに実施する必要があります。

### インドネシアにおける株式公開会社の合併

所有する BII 銀行株式を売却するという Temasek 社の決定は、世間の注目を集め、合併、それも特に、揃って株式公開会社である 2 銀行間での合併に関し、さまざまな見方を発生させました。適切な見方を示すため、インドネシア国内における株式公開会社の合併手続について、以下、簡略に述べます。

一般に、合併は、2007 年法律第 40 号（以下「会社法」）及びその他実施規則に規定されています。ただし、BII 銀行と Danamon 銀行間の合併について論じるには、銀行の吸収合併、新設合併及び買収に関する 1999 年政府規則第 28 号（以下「1999 年政府規則第 28 号」）も参照しなければなりません。さらに、両行とも株式公開会社であることから、公開会社の吸収合併または新設合併に関する資本市場監督委員会規則第 IX.G.1 号（以下「規則第 IX.G.1 号」）、並びに、公開会社の株式が上場されている資本市場及び証券取引所に関連するその他の現行法令を考慮することも重要です。

合併の実施にあたり、関係する会社は、臨時株主総会（1999 年政府規則第 28 号に規定される有効定足数の要件並びに関連する資本市場規則を満たすもの。以下「EGMS」）を招集し、各社の取締役会（以下「BOD」）により作成された合併案について承認を得なければなりません。

合併案には、特に、(i) 合併参加会社の BOD による理由と説明、及び合併要件、(ii) 合併参加会社の存続計画または事業活動終了、(iii) 合併参加会社の権利及び義務を第三者に対して処分する仕組み、及び (iv) 合併に異議を唱える株主の権利を処分する仕組みについて記載する必要があります。

株式公開会社の場合、合併案には、資本市場監督委員会に登録済みの独立した法律専門家による法的意見書も添える必要があります。独立した法律専門家は、かかる法的意見書の提出にあたり、法的なデュー・デリジェンスを実施することとなります。その範囲は特に、(i) 対象会社による現行法規（同社の定款を含む）の遵守、(ii) 第三者との重要取引、及び (iii) 同社の重要資産まで及びます。

合併参加会社の BOD は、EGMS 招集の三十（30）日前までに、合併案の要綱について、インドネシア国内の日刊新聞 2 紙で発表する他、各社従業員に対し書面により通知しなければなりません。公開会社の場合、合併案に含まれる情報を盛り込んだインフォメーション・メモランダム（Surat Edaran）を、各社の株主に配布することも必要です。

弊職らの経験によれば、対処すべき重大な問題が幾つか現れます。例えば、合併に異議を唱える株主の権利を調整するため、各社は、かかる反対株主の参加株式を買取ることとなりますが、その手続は基本的に契約上の問題とされます。株式公開会社は、会社が許可する株式の買戻しの制限に関して考慮することに加え、重要取引及び主要事業の変更に関する資本市場監督委員会規則第 IX.E.2 号（以下「規則第 IX.E.2 号」）に規定されるとおり、重要取引の問題を考慮しなければなりません。かかる株式の買取りは、その取引額が、(i) 会社収益の 10% または (ii) 株主資本の 20% 以上である場合、規則第 IX.E.2 号の要求事項の適用を受けます。

重要取引の場合、株式公開会社は、資本市場監督委員会及び金融協会（以下「Bapepam-LK」）に登録済みの独立した組織を任命し、当該取引額の妥当性の評価を受け、これを広範な地域で配布されるインドネシア語新聞 1 紙以上に掲載しなければなりません。会社はまた、重要取引に関する情報を、株主に対して提供する他、Bapepam-LK にも提出する必要があります。

株式公開会社にとって重大なもう一つの問題は、特定取引における利益相反に関する資本市場監督委員会規則第 IX.E.1 号（以下「規則第 IX.E.1 号」）に規定されるような、取引における利益相反の取扱いです。合併手続の過程で、存続会社は、法律により、消滅会社から資産を取得することになります。BII 銀行及び Danamon 銀行間の場合、2 行は同一の者により支配されていますので、両社の取引は、規則第 IX.E.1 号の適用対象となる可能性があります。取引における利益相反は、会社の経済的利益と、

当該会社の取締役、理事、主要株主、またはかかる取締役、理事、主要株主の関係者の個人的利益とが異なる場合に生じる可能性があります。ある取引が、利益相反取引に該当するか否かを判断するため、株式公開会社は、Bapepam-LK に登録済みの独立した組織を任命し、当該取引の評価を受けなければなりません。

利益相反取引である場合、当該取引は、独立株主<sup>1</sup>が所有する株式の五十パーセント（50%）を超える株式を代表する独立株主が出席した EGMS において独立株主またはその代理人によって事前承認され、かつ、独立株主が所有する株式の五十パーセント（50%）を代表する独立株主によって承認される必要があります。

結論として、法的観点から見た合併の実施は、参加株式を売却する行為よりも複雑ですが、事業の遂行において、取引上および財務上の側面に取り組む必要性は避けられません。しかしながら、合併の実施によって、消滅会社にも存続会社にも相当の利益がもたらされる可能性はあります。

2008 年 3 月 31 日

下記の弊所弁護士が、上記記事の作成に貢献しました。本記事の著作権は、Soebagjo, Jatim, Djarot 法律事務所が留保します。

弁護士 Budiono Kusumohamidjojo:  
[budikoesoemo@sjdlawfirm.com](mailto:budikoesoemo@sjdlawfirm.com)

弁護士 Jenny Agustin Gozali:  
[jenny@sjdlawfirm.com](mailto:jenny@sjdlawfirm.com)

弁護士 Ira Altera:  
[ira@sjdlawfirm.com](mailto:ira@sjdlawfirm.com)

弁護士 Imam Pandu Wibowo:  
[imam@sjdlawfirm.com](mailto:imam@sjdlawfirm.com)

Soebagjo, Jatim, Djarot 法律事務所

---

<sup>1</sup> 独立株主とは、合併に関していかなる利益相反も有しない株主、または合併に関して利益相反を有する役員、理事もしくは主要株主と一切関係を有しない株主のことである。

Plaza DM, 17th Floor  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 25  
Jakarta 12920  
Indonesia  
電話 : (62-021) 5229765  
ファクス: (62-021) 5229752 / 53

日本語翻訳に関する著作権は黒田法律事務所に帰属します。  
また、日本語によるお問い合わせは、黒田法律事務所（03-5425-3211、  
office@kuroda-law.gr.jp）までお願いいたします。